

中間市飲料用自動販売機設置事業者募集に係る質問回答書

質問事項	<p>(募集要項3 自動販売機設置料) 施設使用料の金額算出方法を教えてください。</p>																						
回答	<p>自動販売機設置に係る行政財産使用料は、設置する自動販売機及び回収箱の大きさにより決定しますので、確定した額をお示しできません。 なお、現在設置している自動販売機及び回収箱を対象とした場合、行政財産使用料の年額は以下のとおりです。</p> <p>物件番号①</p> <table border="1" data-bbox="432 745 1437 891"> <tr> <td></td> <td>本館1階自販機 及び回収ボックス</td> <td>本館地下自販機 及び回収ボックス</td> <td>別館地下自販機</td> </tr> <tr> <td>行政財産使用料</td> <td>7,920円(税込)</td> <td>8,690円(税込)</td> <td>7,920円(税込)</td> </tr> </table> <p>物件番号②</p> <table border="1" data-bbox="432 943 1193 1088"> <tr> <td></td> <td>本館地下自販機</td> <td>別館地下自販機 及び回収ボックス</td> </tr> <tr> <td>行政財産使用料</td> <td>7,920円(税込)</td> <td>7,920円(税込)</td> </tr> </table> <p>(参考) 中間市行政財産使用料条例第3条第1号の規定による同条例施行規則第4条の規定により自動販売機等の使用料の額は、以下の定める額に100分の110を乗じて得た額とする。</p> <p>自動販売機等</p> <table border="1" data-bbox="432 1375 1449 1666"> <thead> <tr> <th>使用面積</th> <th>使用料の額(年額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1平方メートル以上1.5平方メートル未満のもの</td> <td>1台当たり7,200円</td> </tr> <tr> <td>1.5平方メートル以上のもの</td> <td>1.5平方メートルを超える場合、7,200円に0.1平方メートルを増すごとに700円を加算した額</td> </tr> </tbody> </table> <p>※使用面積に0.1平方メートル未満の端数があるときは、0.1平方メートルとして計算する。</p>				本館1階自販機 及び回収ボックス	本館地下自販機 及び回収ボックス	別館地下自販機	行政財産使用料	7,920円(税込)	8,690円(税込)	7,920円(税込)		本館地下自販機	別館地下自販機 及び回収ボックス	行政財産使用料	7,920円(税込)	7,920円(税込)	使用面積	使用料の額(年額)	1平方メートル以上1.5平方メートル未満のもの	1台当たり7,200円	1.5平方メートル以上のもの	1.5平方メートルを超える場合、7,200円に0.1平方メートルを増すごとに700円を加算した額
	本館1階自販機 及び回収ボックス	本館地下自販機 及び回収ボックス	別館地下自販機																				
行政財産使用料	7,920円(税込)	8,690円(税込)	7,920円(税込)																				
	本館地下自販機	別館地下自販機 及び回収ボックス																					
行政財産使用料	7,920円(税込)	7,920円(税込)																					
使用面積	使用料の額(年額)																						
1平方メートル以上1.5平方メートル未満のもの	1台当たり7,200円																						
1.5平方メートル以上のもの	1.5平方メートルを超える場合、7,200円に0.1平方メートルを増すごとに700円を加算した額																						

質問事項	<p>(募集要項3 自動販売機設置料) 売上手数料の支払いについて、振込手数料負担区分を教えてください。</p>
回答	<p>振込手数料は契約者が負担するものといたします。</p>

質問事項	(募集要項6 入札参加資格の確認等) 入札書と委任状が手元に届く目安を教えてください。
回答	発送は1月中旬頃となります。なお、様式については中間市ホームページに掲載しますので、ご活用ください。